

有効期間3年度（令和9年3月31日まで）

令和6年3月6日

各部長・参事官
各所属長 様

警察本部長
（生活安全総務課）

総合的な高齢者対策の推進について（通達）

県警察における高齢社会総合対策については、「広島県警察高齢社会総合対策要綱の制定について」（令和3年10月5日付け警察本部長通達。以下「要綱」という。）及び「広島県警察高齢社会総合対策要綱実施計画（令和3～5年度）の策定について」（令和3年10月5日付け警察本部長通達。以下「実施計画」という。）に基づき、高齢者（65歳以上の者をいう。）の保護及び社会参加を中心に各種施策を推進してきたところであるが、本年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）が施行され、同4月から「第9期ひろしま高齢者プラン」が開始されるなど、高齢者対策の重要性が一層増加しているところである。

また、高齢者が被害者となる特殊詐欺の増加や、認知症ひとり歩きによる行方不明・保護事案、交通死亡事故に占める高齢者の割合はいずれも高水準で推移しているなど、高齢者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

こうした情勢を踏まえ、県警察の高齢者対策を効果的に推進するため、要綱及び実施計画を統合して総合的な高齢者対策を別添のとおり定め、令和6年4月1日から施行することとしたので、部下職員に周知するとともに効果的に施策を推進されたい。

なお、要綱及び実施計画は、本通達の施行をもって廃止する。

【本件担当】

高齢者対策係 警電 XXXXXXXXXX

第1 高齢社会の現状

1 高齢化の進展

国及び広島県の調査によれば、県内における高齢者の人口は約82万3,000人、高齢化率約29.7%（令和5年1月1日現在）であり、年々上昇しているとともに、認知症高齢者についても、令和7年には、全国で約700万人、県内で約15万5,000人となる見込みで、高齢者の5人に1人が認知症を発症すると言われている。

2 高齢者を取り巻く現状

(1) 犯罪被害

令和5年中における高齢者被害の刑法犯認知件数は1,426件（前年比144件増加）で、全体の約1割を占めており、特殊詐欺被害における高齢者割合は、認知件数約7割、被害額約8割と依然として高水準にある。

令和4年度における高齢者虐待の件数は、440件（前年度比65件増加・広島県公表値）であり、令和元年度からは減少傾向にあったものの、再び増加に転じ、相談件数も増加している。

(2) 認知症が起因する行方不明者

令和5年中における行方不明者のうち、認知症を原因とする行方不明者届受理件数は364件（前年比42件増加）で、全体の約2割を占めている。

(3) 高齢者関連交通事故

令和5年中における高齢者関連事故（高齢者が第1当事者・第2当事者となった合計数、高齢者相互事故は1件で集計）は、1,796件（前年比168件増加）で、全体の約4割を占めている。

また、高齢者の交通事故死者数は38人（前年比増減なし）で、全体の約5割と依然として高水準にあり、高齢運転者による交通事故死者数は20人（前年比3人減少）で、全体の約3割を占めている。

(4) 高齢者による犯罪

令和5年中における刑法犯で検挙された高齢者は982人（前年比77人減少）で、全体の約2割を占め、その内、万引きで検挙された高齢者は520人（前年比45人減少）で、刑法犯で検挙された高齢者の5割以上を占めている。

第2 推進事項

1 総合的な推進事項

(1) 実態把握活動の推進

実態把握は、各種対策の推進において基盤であり、地域警察における巡回連絡や警ら活動等の街頭活動のほか、交番連絡協議会や地域行事等、あらゆる警察活動を通じて高齢社会をめぐる課題に対応するための実態把握活動を推進する。

(2) 防犯・交通安全教室の開催

高齢者やその家族等を対象とした防犯・交通安全教室を開催し、直接的、間接的に高齢者の防犯・交通安全意識向上を図る。

(3) 関係機関・団体等との連携強化

高齢者対策を推進する上で、関係機関・団体等との連携は不可欠であり、犯罪被害及び交通事故防止対策等を図るため、自治体が行う高齢社会施策に参画するほか、防犯連合会や交通安全協会等と連携するなど、相互の役割分担を理解・認識しながら連携を強化する。

(4) 機会・広報媒体の活用

街頭活動や防犯・交通安全教室に限定することなく、会合やイベント等のあらゆる機会を利用した広報啓発を行い、広報媒体についても、テレビや新聞等のマス・メディアのほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用、防災無線や回覧・掲示板の利用など状況に応じた効果的な媒体の利用に努める。

2 犯罪等からの保護

(1) 犯罪防止活動

ア 各種犯罪の取締り活動の推進

消費生活センター等の関係機関との連絡体制を確立するなど、平素から情報収集に努め、高齢者が被害に遭いやすい各種犯罪の実態分析を行い、先制的・多角的な取締りを推進する。

また、悪質な金融業者や不動産業者、訪問販売事犯や利殖勧誘事犯等の業者については、中国経済産業局、中国財務局、県等監督官庁に対し、業務停止命令や登録の取消し等の措置を要請するなど、被害の未然防止や拡大防止を図る。

イ 被害に遭わないための環境づくり

犯罪の発生状況等を把握・分析し、タイムリーな情報発信を行う。

インターネット利用犯罪には、サイバー防犯ボランティアと協働して講習会を実施し、高齢者の自主防犯意識向上を図る。

また、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（平成 30 年 1 月策定）に基づいた防犯カメラの設置及び補助制度の創設を市町や町内会等へ働きかけるなど、設置促進に向けた取組を行う。

(2) 高齢者虐待に対する適切な対応

虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報するとともに、刑罰法令に抵触する時は適切に事件化を図る。

また、法令に抵触しない虐待事案であっても、状況に応じて加害者に対して指導・警告を行うなど適切な措置を講ずる。

(3) 行方不明高齢者の早期発見

行方不明となった高齢者の早期発見のため、各種手配や照会等を迅速かつ的確に行い、自治体や関係機関等との間で構築している「はいかい SOS ネットワーク」を効果的に活用するとともに、発見した際は、確実に家族等へ引き渡しを行う。

(4) 相談への適切な対応

高齢者から相談を受理する際は、相談三原則（「先入観を捨て、しっかり話を聴く。」「緊急性、事件性を的確に判断する。」「組織に乗せ、管理を徹底する。」）を遵守した上、高齢者の特性を踏まえた分かりやすい説明に努める。

犯罪被害等に遭った高齢者に対しては、心情に配慮した上、再被害防止のための助言・指導を行い、今後の生活等にも配慮して関係機関・団体等との連携の下に適切な相談窓口の教示や関係機関等への確実な引継ぎを行う。

(5) 関係事業者との連携

高齢者が被害に遭いやすい犯罪、特に特殊詐欺を抑止するため、金融機関、コンビニエンスストア、配送事業者等と連携・協働した水際対策の更なる推進や、関係機関・団体等と協力して高齢者を保護する体制づくりを推進する。

(6) 認知症高齢者等の支援に係る情報提供

認知症高齢者等を把握した際は、「認知症高齢者等の支援に係る情報提供要領」に基づき、本人又はその家族等に取組について親切かつ丁寧に説明するとともに、同人らから同意書を徴収した場合又は要支援対象者情報提供書による情報提供をする場合は、速やかに市区町へ情報提供を行う。

(7) 災害発生に備えた市町との連携強化及び情報共有

平素の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進する上で、災害発生に備えた市町との連携強化を図り、避難行動要支援者名簿等の情報共有の働きかけを行う。

3 交通安全の確保

(1) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者が関係する交通事故の防止に資するため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させた上で、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、シミュレータ等の各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

(2) 交通指導取締り

高齢者が安心して通行や運転ができるよう、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反等に対する指導取締りを積極的に推進する。

(3) 交通環境の整備

高齢者が関連する交通事故の分析等を行い、関係機関・団体等との連携の下に、高齢者の視点に立った総合的な交通規制の実施及びバリアフリー化に対応した交通安全施設の整備を積極的に推進する。

(4) 高齢運転者対策

運転免許更新時の高齢者講習の充実や認知機能検査、運転技能検査の適正な運用に努めるほか、加齢等で運転に不安を抱いている高齢者等に対して、運転免許証の自主返納制度やサポートカー限定免許制度の周知を図る。

4 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会からの孤立や犯罪への加担を防止するため、防犯や交通安全等の活動を行う関係団体やボランティア等への参加を促し、高齢者の規範意識の向上を図るとともに、老人クラブ等の地域型コミュニティーや散歩による「ながら見守り」などの社会奉仕活動の選択肢を提供することで、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを促進する。

また、関係団体、ボランティア及び各事業者等による万引き等の犯罪を許さない社会機運の醸成を図る。

5 高齢社会に対応した組織運営

(1) 組織運営の検討

急速に高齢化していく社会において、各種課題に的確に対応するため、柔軟な組織運営の検討を推進していく。

(2) 人材の育成

「認知症サポーター養成講座」をはじめとした認知症に関する知識及び高齢者特有の病気や症状、行動、性格など具体的かつ専門的な知識を習得させ、高齢者が関与する事案に的確に対応できる職員の育成に努める。

(3) 警察施設の整備

手すりやスロープの設置等、警察施設のバリアフリー化を図り、高齢者が利用しやすい警察施設の整備に努める。

第3 推進体制

1 委員会

警察本部に広島県警察高齢者総合対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 任務

委員会は、高齢化する社会において、警察上の諸問題に対する総合的な対策を検討し、推進を図る。

(2) 構成

委員会の構成は、別表のとおりとする。

(3) 運営

ア 委員長は、必要に応じて副委員長及び委員を招集して、委員会を開催するものとし、その議事を主宰する。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

ウ 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

2 幹事会

(1) 委員会を補佐するため、広島県警察高齢者総合対策推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(2) 幹事会の構成は、別表のとおりとする。

(3) 幹事会の運営については、委員会の運営に関する規定を準用する。

3 作業部会

(1) 幹事会を補佐するため、広島県警察高齢者総合対策推進作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(2) 作業部会の構成は、別表のとおりとする。

(3) 作業部会の運営については、委員会の運営に関する規定を準用する。

4 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、生活安全総務課において行う。

(別表)

広島県警察高齢者総合対策推進体制

広島県警察高齢者総合対策推進委員会	
委員長	警察本部長
副委員長	生活安全部長、交通部長
委員	総務部長、警務部長、地域部長、刑事部長、警備部長

広島県警察高齢者総合対策推進幹事会	
幹事長	生活安全部長
副幹事長	生活安全総務課長、交通企画課長
幹事	総務課長、警務課長、地域課長、刑事総務課長、公安課長

広島県警察高齢者総合対策推進作業部会	
総括責任者	生活安全総務課長
副責任者	生活安全総務課管理官、交通企画課管理官
スタッフ	各部庶務担当課企画担当課長補佐